

医療機関における肝炎ウイルス検査陽性者への対応について（案）

平成31年3月19日
疾病対策課

1. 課題

県肝炎対策推進指針（平成29年4月1日策定）において、肝炎医療を提供する体制を確保するために今後取組が必要な事項のひとつとして、「**医療機関は、実施した肝炎ウイルス検査の結果について確実に受検者に対して説明を行い、検査結果が陽性であった場合は適切な医療に繋げるよう取り組む**」ことを掲げている。

また、平成30年3月5日付け厚生労働省保険局医療課長通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う事実上の留意事項について」では、B001-4手術前医学管理料の算定について、肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、**当該検査の結果が陰性であった場合も含め、検査結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供することとされている。**

しかし、他県で実施した調査からは、肝臓専門医以外が行う手術前等の肝炎ウイルス検査陽性者については、院内紹介や専門医療機関に紹介する等のフォローアップが十分になされていない実態が伺え、本県も同様の状況であると推察される。

2. 対策

肝炎ウイルス検査陽性者の紹介に関する実態の把握を行い、その結果とあわせて、医療機関に対して陽性者を適切な医療につなげるよう依頼する。

①拠点病院等における陽性者の紹介に関する実態把握（平成31年2月～5月頃）

肝疾患診療連携拠点病院（H31.2～3 実施済）及び肝疾患診療地区拠点病院（H31.4～5 頃実施予定）に対して、陽性者の専門医への紹介に関する調査を依頼する。

②医療機関に対する依頼（平成31年6月頃）

県内の医療機関に対して、①の結果とあわせて、肝炎ウイルス検査の結果説明と陽性者の受診勧奨を徹底してもらうよう県医師会を通じて依頼する。

3. 参考

肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援状況調査（山梨県調査・H30.2 実施）の結果抜粋 《調査対象：山梨県内全60病院 回答：42病院》

照会 貴医療機関で偶発的にB型肝炎、C型肝炎ウイルス検査が陽性となった患者への対応について、お教えください。

回答 下記のとおり（重複回答あり）

病院数	対応内容
17	医療機関として方針は立てず、主治医に一任
4	本人に検査結果を説明し、経過観察
16	肝臓専門医等へ紹介するなど、積極的に治療を実施
4	その他（この他、未回答2病院） ・本人へ結果を説明し、専門医への紹介を勧めている。 ・陽性者とわかると電子カルテに表示している。更なる体制整備を進めている。 ・肝炎外来に結果を持参し、受診するように指示している。

